

青森県報

第二千八百九号

平成十九年
七月二十三日
(月曜日)

目次

告示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出
 …… (障害福祉課) …… 一

公共測量の実施
 …… (監理課) …… 一

公告

公有財産の売却に係る一般競争入札
 …… (財産管理課) …… 二

建設業者の許可の取消し
 …… (中・南地域) …… 二

右 同
 …… (下北地域) …… 三

公安委員会
 …… (生活安全課) …… 三

警備員等の検定の実施
 …… (企画課) …… 三

告示

青森県告示第五百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	指定障害福祉サービス事業者
東京都港区六本木一丁目六森タワー11F	東京都港区六本木一丁目六森タワー11F	東京都港区六本木一丁目六森タワー11F	東京都港区六本木一丁目六森タワー11F	主たる業務の所在地
行動援護	居宅介護・重度訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	障害福祉サービスの種類
株式会社コムセンタ	株式会社コムセンタ	株式会社コムセンタ	株式会社コムセンタ	障害福祉サービス事業を行う事業所
八戸市大字白岩一丁目八の家四	八戸市大字白岩一丁目八の家四	八戸市大字白岩一丁目八の家四	八戸市大字白岩一丁目八の家四	所在地
〃	〃	〃	〃	変更年月日

青森県告示第五百六十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
 - 二 測量の種類
 - 三 測量の期間
 - 四 測量の地域
- 平成十九年七月十七日から平成二十年三月二十一日まで

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる財産の売却
土地

所 在 地	地 目	地 積
弘前市大字豊原二丁目七の一	宅 地	一、七〇七・八四平方メートル

建物

所 在 地	種 類	床 面 積
弘前市大字豊原二丁目七の一	家畜保健所	四四五・五〇平方メートル
	解剖室	四一・六七平方メートル
	車 庫	七七・七六平方メートル
	倉 庫	三・六〇平方メートル

二 予定価格
その他 土地又は建物の付属物である工作物等

二千九十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

弘前市大字豊原二丁目七の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字蔵主町四

青森県弘前合同庁舎別館三階A会議室

2 日時

平成十九年八月二十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年八月一日から同月二十日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年八月十日午前十一時から、弘前市大字豊原二丁目七の一において現地説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社かさい造園土木
- 二 代表者の氏名 葛西 雅志
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大沢字下村元一〇六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七〇五八号
- 五 取消年月日 平成十九年六月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ユーエム建設
- 二 代表者の氏名 村林 正史
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町本門寺前三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六〇〇〇九五号
- 五 取消年月日 平成十九年六月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十六号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第七条の規定により公示する。

平成十九年七月二十三日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
平成十九年十一月三日(土) 午前九時から午後五時まで
 - 2 場所
青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター
- 二 検定を行う警備業務の種類及び級
検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級
- 三 検定の定員
三十人(予定)
- 四 受検資格
 - 1 青森県内に住所を有する者
 - 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
- 五 検定の方法及び内容
 - 1 方法
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
 - (2) 法令に関すること。
 - (3) 車両等の誘導に関すること。
 - (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (二) 実技試験
- (1) 車両等の誘導に関すること。
 - (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成十九年八月二十一日(火)から同年九月十四日(金)までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)

(三) の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千元の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)

(三) の生活安全課又は刑事生活安全課